

## 公 告 文

北海道告示文 72 号

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）10月18日

北海道留萌振興局長 工藤 公仁

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

令和4年度 天塩・幌延地区調査捕獲事業（エゾシカ捕獲困難地対策事業）委託業務

#### (2) 業務の目的及び内容

##### ア 目的

エゾシカ対策については、各市町村が協議会を組んで実施する鳥獣被害防止総合対策交付金事業によって、捕獲対策等が実施されているところであるが、地域における捕獲は銃猟による捕獲が中心で、国有林等で設定する銃猟立入禁止区域などにおいては、なかなか捕獲が進まない状況にある。そこで、天塩町と幌延町にまたがる天塩・幌延地区におけるエゾシカの広域的な捕獲を推進し、地域における被害防止対策の一助とし、生息状況調査に基づく効果的かつ効率的な「わな」による捕獲を行うため、試験的な捕獲を実施しながら、わなの設置方法や誘因などの技術検証を行い、本格捕獲事業につながる捕獲方法を導き出すことを目的とする。

##### イ 内容

実施地区の状況を判断し、囲いわな、くくりわな、箱わなのいずれかによるエゾシカの調査捕獲を実施し、効率化、効果的な捕獲を図ることができる方法を検証するとともに、調査捕獲後に続く本格捕獲事業におけるより効果の高い捕獲方法を検討する。

なお、調査捕獲の実施場所は天塩・幌延地区の国有林とし、詳細は企画提案説明書による。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月10日（金）まで

### 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 北海道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、この公募型プロポーザル方式に参加する者でないこと。

コ 過去3年間において、国（公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）からエゾシカの捕獲業務又は生息状況等調査を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。

サ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第14条の2第7項の規定に準じた認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者であること（認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者は、別表による。）。

### 3 手続等

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、参加表明書に関係書類を添えて、公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織に提出しなければならない。

なお、当該組織において参加する者に必要な資格の有無についての審査を行ったときは、審査結果を通知するとともに、資格を有する者に対しては企画提案書等の提出を依頼する。

#### (1) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和4年（2022年）11月4日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所

(4)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、一般書留、簡易書留のいずれか）により1部提出。

#### (2) 企画提案説明書等の交付

ア 交付期間

令和4年（2022年）10月18日（火）から令和4年（2022年）11月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(4)の場所で交付する。

なお、北海道留萌振興局保健環境部環境生活課のホームページでダウンロードすることができる。

#### (3) 企画提案書の作成方法及び提出

ア 作成方法

企画提案書作成要領に基づき作成すること。

イ 提出期限

令和4年(2022年)11月18日(金)午後5時(必着)

ウ 提出場所

(4)に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、一般書留、簡易書留のいずれか)により7部提出。

※ うち1部には表紙及び各ページに企画提案書の名称を記載し、残り6部には企画提案者の名称等を記載しないこと。

(4) 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(手続及び企画提案に関する問合せ並びに参加表明書及び企画提案書の提出先)

ア 名称

北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

イ 所在地

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1番地2

ウ 連絡先

電話番号：0164-42-8436 FAX：0164-42-1650

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

7 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。

別表 法第14条の2第7項の規定による認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者

区 分	要 件
その他環境省令で定める者 （法施行規則第13条の6の規定 で定める者）	次の（１）から（４）までのすべてを満たす者であること※1。
	（１）法施行規則第19条の4第1項第1号の規定に準じた安全管理規程を有すること。
	（２）捕獲従事者が狩猟免許を有し、かつ、法施行規則第19条の8第4号の規定に準じた損害保険契約の被保険者であること。
	（３）4名以上の捕獲従事者を有すること※2。
（４）過去3年間において、国（公団、独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）からエゾシカの捕獲業務又は生息状況等調査を受託し、適切に業務を履行した実績を有すること。	

※1 コンソーシアムにあつては（3）の捕獲従事者数及び（4）の実績について、コンソーシアム構成員の合計値とすることができる。

※2 ただし、わなにかかったエゾシカを確実に捕獲するために装薬銃を使用する場合には、装薬銃を使用する捕獲従事者を2名以上有すること。